

## ○さいたま市総合振興計画審議会条例

平成 14 年 3 月 27 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、本市の総合振興計画の策定に関し必要な事項を審議するため、さいたま市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 50 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

(一部改正〔平成 23 年条例 16 号〕)

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第 6 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、都市戦略本部において処理する。

(一部改正〔平成 14 年条例 74 号・17 年 6 号・27 年 1 号〕)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 26 日条例第 74 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日条例第 6 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 5 月 16 日条例第 16 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(市議会の議員として委員の職にある者の特例)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市名誉市民条例、さいたま市総合振興計画審議会条例、さいたま市行政区画審議会条例、さいたま市立小・中学校通学区域審議会条例、さいたま市青少年宇宙科学館条例、さいたま市同和対策審議会条例又はさいたま市景観審議会条例の規定により置かれる附属機関の委員の職に市議会の議員としてある者は、この条例の施行の時に於いて、当該委員の職を辞したものとみなす。

附 則(平成 27 年 3 月 12 日条例第 1 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。